

下水道使用料の賦課漏れについて

平成 22 年度以降の下水道使用料の一部に賦課漏れがありましたので、お知らせします。

市民の皆様に対し、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止を図ってまいります。

1 経緯

水道メーターの交換に係る電算入力作業の過程で、同じ集合住宅であるにもかかわらず、下水道使用料が賦課されていない部屋があることが令和 3 年 12 月に発覚し、原因を調査したところ、賦課漏れがあることを確認しました。

このため、他に同様の事案がないか、公共下水道を使用している約 5,700 件全ての調査を実施した結果、49 件（使用者数 104 名）の賦課漏れが判明しました。

2 調査結果（令和 7 年 5 月 21 日時点）

件数 （※ 1）	使用者数	賦課漏れ額 （令和 7 年 5 月賦課分まで）
49 件	104 名	9,889,547 円

※ 1 件数は該当する給水装置の数

3 発生原因について

- (1) 公共下水道開始届を受け付けて内容を確認する下水道課と、使用料を徴収する水道課の賦課情報の共有がされていないものがあった。
- (2) 排水設備等工事完了・公共下水道使用開始届の受付から下水道使用料の算定に至るまでの事務手続について、職員の理解不足や電算への入力漏れがあり、決裁ラインにおける確認システムも不十分であった。
- (3) 市が排水設備の工事計画申請を承認した後、排水設備工事指定店からの排水設備等工事完了・公共下水道使用開始届の提出が確認されていないものがあった。

4 下水道使用料が賦課漏れとなっていた方に対する今後の対応

下水道使用料が賦課漏れとなっていた方に対しては、個別に説明を行い、地方自治法第 236 条（金銭債権の消滅時効）の規定に基づき時効となっていない最長 5 年分について、遡って使用料の納付をお願いします。

また、使用料の納付に当たっては、該当する方の負担軽減に配慮し、分割納付など柔軟に対応します。

遡及して納付をお願いする額 (※1)	時効により請求ができない額 (※2)
4,178,988 円	5,710,559 円

※1 地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）の規定に基づき時効となっていない最長5年分について納付をお願いする額

※2 前記の法の規定により5年が経過して時効となり、請求できない額

5 市の再発防止策について

- (1) 下水道使用開始の事実が、下水道課から水道課に適切に情報共有され、水道課はそれに基づき賦課事務を行うよう、新たな事務手順を確立します。
- (2) 排水設備等工事完了・公共下水道使用開始届の受付から下水道使用料の算定に至るまでの事務手続や電算入力に係る手順書を作成し、職員の入力漏れ等を防止するとともに、決裁ラインにおいて確認するシステムを構築します。
- (3) 排水設備工事指定店からの排水設備等工事完了・公共下水道使用開始届の提出が確認されていなかったことに関しては、下水道課において、工事計画の進捗管理を徹底するとともに、排水設備工事指定店に対し、排水設備接続工事に係る制度、申請の義務及び罰則などについて定期的な周知を行います。

6 職員の処分について

今回の事案に関係した職員の責任の所在及び処分については、事態の詳細を明らかにした上で厳正に対処し、改めて公表します。

下水道使用料の算定・賦課・徴収の仕組み

1 下水道使用料の算定・賦課・徴収の委託について

下水道使用料は、排除した汚水量を基に算定しますが、水道水を使用した場合の汚水量は、水道の使用量を用いることとしています（大船渡市下水道条例第 19 条）。

このため、ほとんどの下水道使用料は、水道課が水道検針で把握した使用量によって算定しています。

また、前段の仕組みを円滑にし、水道料金と下水道使用料の算定・賦課・徴収事務を効率的に実施するために、下水道課は水道課と「下水道使用料徴収事務委託契約」を締結し、下水道使用者の汚水量の計量、使用料の算定、使用料の賦課・徴収事務等を水道課に委託しています。

2 下水道使用料賦課までの事務の流れ

